

全国税理士共栄会だより No. 474
(2015年10月号)

第30回記念 期間：平成27年9月～11月 全国統一キャンペーン実施中

VIP大型総合保障制度、全税共年金 推進



お任せ下さい事業承継、退職金の準備、
医療・介護・老後の備え!

次のニーズを抱えている関与先に最適です

- 大型保障で事業承継対策を万全にしたい。
- 万一の保障と退職金の備えがしたい。
- 安心して医療が受けられる保障が欲しい。
- 公的年金を補完する年金制度に入りたい。

関与先紹介カード

本共栄会は各地の税理士協同組合と協力して
VIPの普及を目的とした「関与先紹介カード」
による関与先紹介運動を進めています。

保障の大型化、退職金や医療など、福祉共済
制度の充実をお考えの関与先を是非ご紹介下さ
い。このカードの詳細は所属の税理士協同組合
に直接お問い合わせください。

<キャンペーン参加保険会社>

- ・朝日生命・第一生命・日本生命・明治安田生命・住友生命・ジフラルタ生命・メットライフ生命
- ・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命・アクサ生命・富国生命

全税共は税理士業界と社会公共の発展に貢献しています

- ・業界運営にかかる税理士一人ひとりの負担軽減
- ・公益の増進と文化の向上に寄与する活動
(公財)日本税務研究センターと(公財)全国税理士共栄会文化財団の設立・運営支援

全税共の事業はホームページでご案内しています。http://www.zenzeikyo.com/

第167号 目次

1. 全国統一研修会(栃木会場) 実施報告	2
2. マイナンバー制度研修会	3
3. 栃木県信用保証協会との協議会	4
4. 第34回 県連・税協チャリティーゴルフ大会	5
5. 会員の声	6
6. 平成27年度 「税を考える週間」行事	14
7. 地域別業務推進協議会 開催	16
8. 第30回 全国統一キャンペーン 推進中	17
9. 栃税協 特別研修会 開催	18
10. 税理士のイメージ広告について	18
11. 栃税協 福祉共済事業 秋の推進キャンペーン	19
12. 栃税協 特別セミナーのご案内	19
13. 税務署・労働局からのお知らせ	22
14. 栃木県連・栃税協 主な今後の会議及び行事日程	24
15. 編集後記	25



県連ホームページ <http://tochizei.jp/>

栃税協ホームページ <http://tochizeikyo.or.jp/>

平成27年度 全国統一研修会（栃木会場）実施報告

研修部 森 訓司（栃木支部）

去る平成27年8月20日（木）、宇都宮市文化会館大ホールにおいて、午前10時から午後4時30分まで、途中休憩をはさみ5時間30分にわたり、平成27年度全国統一研修会（栃木会場）が開催されました。今回は、雨模様の天気にもかかわらず、税理士会員及び職員合わせて579名と多数の方が受講されました。

開講式では、松井由和県連会長の主催者あいさつに続き、ご来賓の宇都宮税務署長星一明様のご祝辞をいただきました。

今回の研修は、法人税法や消費税法などに関する書籍を多数上梓され、研修の講師として全国においてご活躍されている税理士の小池敏範先生を講師に迎え、「法人税・消費税の接点と相違点を探る



～多くの事例を交えて両者の取扱いの違いを検討する～」というテーマで、小池先生のたいへん丁寧な説明と、項目ごとのわかりやすい解説で講義が進められました。

講義は、最初に、「Ⅰ.同時調査における法人税と消費税との関係」「Ⅱ.納税義務者と課税対象」の2つの題目で、法人税と消費税の接点・相違点の概要の解説から入りました。法人税と消費税は、その計算方法が酷似しているので、一つの取引について同様の取扱いをするものが多数存在する一方で、法人税固有の処理事項と消費税固有の処理事項もあります。これらの点について、最近の消費税法の改正

点を含め、その概要を学ぶことができました。

次に、各論として、「Ⅲ.法人税と消費税の接点・相違点の個別項目の検討」で、項目ごとに、説例を交えながら時間をかけて詳しく解説していただきました。講義は、「(1)法人税の取扱い」に続き「(2)消費税との接点と相違点」の解説で進められ、実務において注意すべき点を、わかりやすく学ぶことができました。

最後に、「Ⅳ.判決例・裁決例を踏まえた役員給与の事例検討」について解説していただきました。役員給与に関しては、改正後数年が経過しており事例が多数出て来ていることから、小池先生に解説していただくことにより、その取扱いを再確認しながら学ぶことができました。

以上のように、私たちの実務に直結する内容が多く含まれていることから、受講者も、メモを取りながら熱心に聴講していました。今回の小池先生のポイントを押さえた講義は、たいへん聞きやすく理解しやすい有意義な研修会であったと思います。

今回の研修も、受講者の皆様のご協力により無事終了することができ、たいへん感謝しております。今後も、関与先の皆様のことを念頭に置きながら、税理士会員及び職員の皆様のため、研修部員一同力を合わせて各種研修会の企画・運営をしていきたいと考えています。

関東信越税理士会栃木県支部連合会 マイナンバー制度研修会

研修部 近藤 徹夫（足利支部）

平成27年8月24日（月）、栃木県総合文化センターにおいて、午後1時30分から4時30分まで、途中休憩をはさみ3時間にわたり、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の研修会が開催されました。今回は、税理士会員及び職員合わせて613名と多数の方が受講されました。

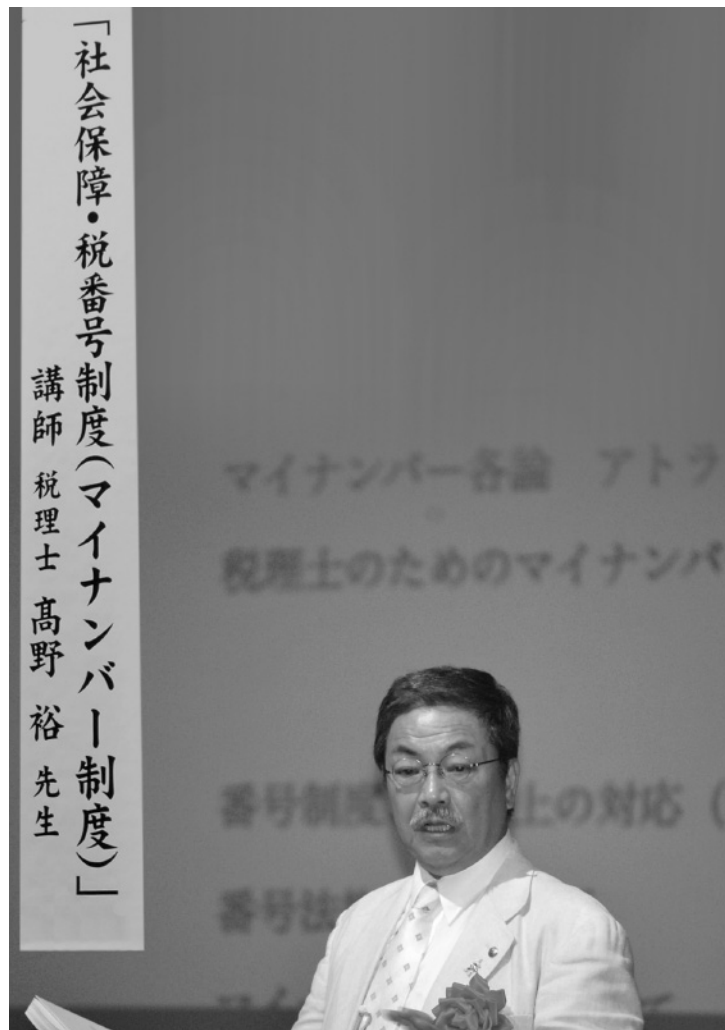
開講式では松井県連会長の主催者あいさつに続き、ご来賓の宇都宮税務署長星一明様よりご祝辞をいただきました。

研修は、関東信越税理士会新潟県支部連合会会長の高野裕先生を講師に迎え、「税理士事務所のためのマイナンバー研修」というテーマで、高野先生の熱い語り口でわかりやすい解説が、時にユーモアを交えながら進められました。

講義は、マイナンバー制度の概要など全般的な内容から入り、テキストに収録された資料を確認しながら進められました。資料は「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」や「特定個人情報取扱規程」など税理士事務所が作成すべきものについて、実際に高野先生が使用している文書をサンプルとして提供していただいたため、非常に利用価値

が高く、充実した内容となっていました。

休憩後の後半は、より税理士事務所の実務に直結した内容で構成され、事前の書類整備や安全管理措置、顧問先との契約書の見直しなどマイナンバー制度への対応を具体的に解説していただきました。特に安全管理措置の



重要性を改めて認識することになり、インターネット環境にあるパソコンでの管理の怖さや管理する人の問題について考えさせられ、税理士事務所からの情報漏洩が絶対にあってはならないとの厳しいお言葉もありました。

マイナンバー制度の実施時期が近づき、様々な不安の声も聞かれる中であって、今回の研修は皆様の今後の実務において非常に役立つ内容であったと思われま

す。今回の研修も、受講者の皆様のご協力により無事終了することができ、たいへん感謝しております。今後も、税理士会員及び職員の皆様のため、研修部員一同力を合わせて各種研修会の企画・運営をしていきたいと考えています。皆様方のご協力及びご出席の程、よろしくお願ひいたします。



栃木県信用保証協会との協議会

専務理事 遠井 洋子

平成27年9月2日(水)午後3時から宇都宮東武ホテルグランデにおいて標記協議会を開催した。この協議会は、栃木県信用保証協会が中小企業、小規模事業者の資金ニーズに柔軟に対応することを通じ地域経済の発展に貢献することを基本理念としており、情報交換、意見交換が税理士会にとって有用であると考え平成23年から毎年開催し今年5回目を迎えたものである。

協議会には信用保証協会から8名、税理士会から松井会長以下全支部長8名を含む19名が出席した。

信用保証協会からの説明事項

- I. 事業概況と平成27年度の取組
- II. 経営安定化支援事業に係る取組
- III. 経営改善支援に係る取組事例

以上3項目の説明の後、質疑応答及び意見交換を行った。

出席者名簿

(敬称略)

栃木県信用保証協会	
常勤理事	五月女陽一
常勤理事	森戸和美
総務部長	脇坂清助
業務部長	両方昌志
総務部企画課長	吉澤淳
業務部企業支援課長	安西克巳
業務部企業支援課課長代理	金敷裕史
総務部企画課係長	鈴木邦男

関東信越税理士会 栃木県支部連合会	
会長	松井由和
副会長	大川芳宏
副会長	谷中久蔵
副会長	星野昌弘
副会長(宇都宮支部長)	倉井章
副会長(足利支部長)	谷津範之
副会長(栃木支部長)	出井泉
副会長(佐野支部長)	篠原偉治
副会長(鹿沼支部長)	大塚次郎
副会長(真岡支部長)	柳彰一
副会長(大田原支部長)	荻原秀幸
副会長(氏家支部長)	江連敏夫
専務理事	遠井洋子
専務理事	町田有政
専務理事	高橋孝之
総務部長	江川雅邦
総務副部長	中村賢一
事務局長	松原茂
事務局	高野淳一



第34回 税理士会栃木県支部連合会・栃木県税理士協同組合

チャリティーゴルフ大会

佐野支部 健康管理特別委員長 兵藤 敏和

去る9月10日木曜日、唐沢ゴルフ倶楽部を舞台として、盛大に開催予定でした第34回栃木県連・栃税協共催のチャリティーゴルフ大会が、県内各地での観測史上1位の値を更新する記録的な豪雨(線状降水帯による大雨特別警報など)により中止となりました。

今回の開催担当の佐野支部においては、開催を盛り上げるために篠原偉治支部長を長とする、実行委員会を立ち上げ、5月7日に第1回実行委員会を、唐沢ゴルフ倶楽部の御協力により開催し、ルールの検討、参加賞の選定や支部別対抗戦を楽しむため、ネット上位5名での対抗戦とするなど、多くを決定しました。

また、8月7日開催の第2回実行委員会においては、盛大な開催に向けた各人の考えも披露され、表彰式次第の作成や役割分担も、スムーズに決定されました。その後の懇親会では、

ゴルフ談義から今後の支部の健康管理部の活動案も提案されるなど、和やかな雰囲気の中、有意義な時間が過ごせました。

当日の朝、ゴルフ倶楽部に残務整理のため集合した際には皆一様に、「苦勞して準備したことから、是非とも開催したかった。その気持ちから、中止の判断を難しくしたね。」「心配で、珍しく早朝3時に起きたよ。」「県連事務局には、大変お世話になったね。」「佐野支部開催での中止は、2回目だよ。」などと話しながら、倶楽部の支配人と共に、悔しさを滲ませながらも話題は尽きませんでした。中止となり残念ですが、佐野支部で取り組んだ経験は、今後の支部活動に生かされることでしょう。

最後に、各地で大きな被害が出ており、深く爪痕を残しましたが、1日も早く復旧されますよう、心からお祈り申し上げます。





楽しかった協議会

宇都宮支部 田中 馨子

「楽しかった運動会」ではないが、題名を「楽しかった協議会」と付けてみた。先日参加した宇都宮税務署との協議会が大変感銘を受けるものであったからである。平成26年9月に税理士登録をした私は、協議会は初参加であるとともに、企画部初の女性司会者の役目を仰せつかっていた。(司会は何とも不出来だったが……)

協議会は、まずマイナンバーに始まり、今後の注意点へと移った。最後は新しく赴任された星宇都宮税務署長の講話だ。かなりの長時間の講話を引き受けて下さったらしい。レジュメも何枚もある様子だ。参加された先生方は、法人税関係の講話がされると考えておられた方も多かっただろう。しかし、星署長の講話は、意外にも税務とは全く関係のないものであった。講話の中で、特に感慨深かったものが、ネットヨタ南国の値引きしない販売方法と顧客第一主義について、であった。星署長はネットヨタ南国に大変興味を持っておられ、実際に奥様と二人で訪問し、写真も撮って来られていた。その写真の中の販売員の生き生きとした笑顔は、仕事の充実と、顧客満足度一位を譲らない自信の証であろうと思われた。ネットヨタ南国の主な特徴は、販売展示場に一台も展示車がない、土日に限り朝食250円、購入がほぼ確実なお客様は48時間の試乗が出来る、一人の従業員採用に割く時間は約200時間!そして値引き販売は基本的にしないというものだった。人材を第一に考え、マニュアルを作らず、解決策は自分で考えるということを徹底的に教え込むそうだ。車の販売会社でマニュアルを作らないというのは何とも凄い。税理士事務所勤務の私の周りはマニュアルだらけである。ただし、人に対してのマニュアルはひとつも存在していない。何だかネットヨタ南国の置かれている環境と似たようなもの

を感じる。今は、人間対人間のこの職業が好きでたまらないが、昔はなぜこの職業を選んでしまったのかと後悔ばかりであった。そんな日々を過ごしていた私だが、一人の先輩と一緒に働いたことが転機となって仕事の辛さが変わった。お客様を想い、お客様の為に必死になり、残業を厭わず、マニュアルなんて大嫌いな先輩だった。この先輩のファンとなる顧問先は多く、先輩と担当が変わるときは、ファンが嘆くのが後任として辛かった。後輩の面倒見の良い先輩で、事務所経験の短い私の理解が遅く先輩の手を煩わせて、朝まで事務所に残ったことがある。正直、先輩一人で30分もあれば、済ませられる程度の仕事であったが、私の理解度を測りたいが為に残って仕事をしてくれたのである。その先輩は税理士の資格がなく、長く副所長的な役割を果たしていた。残念ながら先輩は税理士にはなっていない。

先輩に税理士登録の報告をしたところ、しばらく経ってから小包が届いた。開けるとペリカンの吸入式万年筆が入っており、「これで沢山サインしてね」とメッセージが入っていた。心憎いプレゼントとメッセージ。さすがファンが多い先輩のされることだと思った。先輩は、最近の人と人との繋がりの希薄化やマニュアル化された社会や職場を嘆いておられる。星署長も同じ事をおっしゃりたいのだなと感じた。日々の仕事に追われ、マニュアル化出来ない筈の人間関係が、マニュアルのために希薄になっている。だからこそ改善の必要があるのに、効率化ばかりを求め人間関係の希薄に目をつぶっている。果たして自分の周りの顧客満足度と人に対しての接し方はどうかと考えみたら、理想は高い割には実行が伴っていない。頭痛がしてきそう。そういったことに改めて気づかせて下さった星署長に感謝するとともに、また来年も参加しようと心に決めた。



コールセンターよもやま話

足利支部 前原 和夫

早いもので開業5周年目となる国税OBです。退職間際の3年間、国税局税務相談室で電話相談を担当していた関係もあり、申告期のコールセンター業務にも毎年従事させて頂いております。

そこで半世紀にわたる税務相談の歴史を辿ってみたいと思います。

不服申立や苦情対応等に当たっていた協議団制度が昭和45年に廃止され、国税不服審判所と税務相談室が設置されました。

昭和48年には、6県下各県庁所在地署に税務相談室の分室が設置され、その後、県下主要署に拡大。電話相談の他、対面方式による個別相談が実施されていました。

昭和58年、野末陳平氏が税金党を結成。前後して、所得税の還付申告件数や相談件数も急増。所得税の還付申告用申告書(昭和55年)の様式が新設されたのもこの頃でした。

昭和63年には、自動音声によるTaxアンサーが導入され、平成5年には、同ファクシミリサービスも開始されました。

インターネットの普及を受け、平成10年に国税庁がホームページを開設。

平成17年、国税局税務相談室内に電話相談センターを開設。平成19年、埼玉県下の税務相談室分室をすべて廃止するとともに電話相談専門の川越サテライトを開設。この試行を経て、平成20年10月、川越サテライト及び全ての分室が閉鎖され(個別の相談については予約制を敷くと共に)、現在のような電話専門の税務相談体制となりました。これに伴い平成21年、電話とファクシミリのTaxアンサーサービスが終了しました。

これらを受けて、確定申告時期に国税局が開設する申告案内コールセンターから転送される電話相談業務を税理士会が受託し、現在の申告期のコールセンター業務となりました。

これらの経験を通じて感じたことを述べてみたいと思います。

電話相談を受ける最初の頃は、ヘッドセットをすることにも慣れず、煩わしさで片手で受話器をとっていましたが、慣れるに従って両手が空くことの便利さを知り、話を聞きながら必要な参考文献に手が伸びるようになり、頭の中身をセットできるようになりました。

また、6県下の各地から電話が入るので、最初のうちは、聞き取りにくいお年寄りの地方訛り等に苦労しましたが、慣れるに従い前後の言葉で類推できるようになりました。

質問者からすれば、聞きたいことが聞けないもどかしさ「何でこんなことも即答できないんだ」という憤り、相談担当からすれば質問事項のポイントを掴めないもどかしさがあります。

例えば「衣料費控除できますか」との質問に対し、よく聞いてみると「お祖父ちゃんが癌で入院したときにパジャマを買ったので、この衣料費について医療費控除ができるか」という質問だったり「税金を払っているのにどうして税金が戻らないんだ」との質問に、よく聞いてみると「所得税負担のない納税者が、買物をしたとき、消費税を払っているのに何で所得税の還付申告ができないのか」というものでした。

今考えてみれば、笑い話かもしれませんが、相手が真に聞きたいことを確認し答えることが、いかに困難なことであり、今更ながら重要だと再認識した次第です。

電話相談の難しさは、相手の顔が見えないからだとされています。

電話をしている時は、全神経が耳にいくから普段は気付かないちょっとした気配までわかるものなのだそうです。

電話相談というと、新人の頃を思い出します。机の上の電話が鳴るとビックリ。心の乱れがそのまま声に出ていました。

今でも、コールセンターの初日や朝一番の電話には緊張します。また、夕方終業間際の電話にも、別の緊張感があります。

また、来年も緊張感を求めて……。

会員の声



マイナンバー社会保障・税番号制度について

栃木支部 松井 良一

マイナンバー制度、このところインターネット、新聞等をはじめ当該記事を見かけない日はない。9月の初めに内閣府政府広報室から、このマイナンバー制度に関する世論調査平成27年7月調査時の結果が公表されていたのでこのことに触れてみたい。

この調査は、マイナンバー制度に関する意識を把握し、今後の施策の参考にすることを目的に調査しているのであるが、著名な人物を起用したおかげなのか、認知度においては「言葉は聞いたことがある。」を含めると約90.3%の方々が知るようになった。また、「マイナンバー制度における個人情報の取扱いで最も不安に思うことは何ですか。」の問いに対しては、「プライバシーが侵害される。」約34.5%、「マイナンバーや個人情報の不正利用により被害にあう恐れがある。」と答えた方が約38.0%と不安に思う方々が多いことが分かる。また、「不安に思うことに対して必要な対応とは。」に対する回答で多かったのは、「個人情報(社会保障・税等)を誰が何故みたのかを確認できる仕組み」が約43.1%や「政府から独立した強い権限を持つ第三者機関による監視」約43.0%と多く、みることのできる人の制限や不正利用や情報漏えいした人への罰則強化を望んでいる。また、個人番号カードのメリットの認知度については、「公的な身分証明書として使用できる。」と約38.5%の方々が答えたものの、「知っていたことはない。」と答えた方が約41.3%にも上るため、カードのことは知っていたとしても、どんなメリットを享受できるかは、まだ広報が必要なようである。

また、「個人番号カードの取得を希望しますか。」の回答は「取得を希望する」が約24.3%で「現時点では未定・わからない」と回答した方が、約49.9%と約半数を占めている状況である。また、法人にも「平成27年10月以降、国

税庁から登記上の所在地宛に13桁の法人番号が通知され、法人番号は広く公表され、官民間問わず自由に利用できる、法人番号の指定・通知されることについて知っていましたか。」この認知度は、「知らなかった。」と回答された方が約76.4%と個人番号カードの周知状況に比して広報不足が露呈している。

世論調査で「マイナンバー制度について、期待することは何ですか。」の質問に対して「社会保障・税・災害対策に関する行政事務で添付書類が減り手続きが簡単になる。」と回答された方が約38.7%(前回調査時より約12.7%減)と最も多く、次いで「1枚のカードで複数の機能(健康保険証等)」約32.9%、「社会保障の不正受給や税の不正還付の防止」約27.5%、「行政事務の効率性が高まる」約22.8%と回答されている方が多かった。

前述した個人番号カードの取得については、「現時点では未定・わからない」と回答した方が約半数を占めており、財務省案として9月上旬に明らかになった消費税率10%時に導入することとしている「日本型軽減税率制度」、個人番号カードのICをかざして還付ポイントを取得し一定限度額内で還付する(現金化)ことのできる制度は、この個人番号カードの取得に迷っている方については朗報かもしれない。

本稿の最後に、政府の「マイナンバー制度」のロードマップは、これから「官民のオンラインサービスの拡充と利便性向上」にも繋がるだろうが、一方では私たちの個人番号カードに蓄積された「ビックデータ・パーソナルデータ」を利活用した場合、国民にその利益(サービス等)がどのように還元されるのかが不透明であるとともに、マイナンバー制度を推進している政府が「国民が自己情報を管理・コントロールする社会へ」と提唱しているが実行可能性に甚だ疑問がのこると述べさせていただきたい。

会員の声



文明の力

佐野支部 松本 郁男

文明とは、実に便利なものであるが、同時に恐ろしいものである。

例えば、私は最近スマートフォンなるものを買ってFACEBOOKというものを始めたが、これで直ぐに相手と間接的に情報交換ができる。相手を直接見ずにお話しができる。

私は、昔から人と話すのが不得手であり対人恐怖症気味であった。果たしてこのままではいつまで世間に押し潰されずに生きていけるであろうかと、毎日恐怖を覚えたものである。

しかし、図々しくも私は自殺せずこれまで生きてきたわけである。なぜかと考えるともちろん自殺する勇気などはなかったのもあるが、文明の力に助けられたのである。つまり、文明という技術によってたくさんの情報を手に入れることができたからである。たくさんの人の考えを知り、学び、人に共感し、孤独ではないことを知り、自分の愚かさ、幼さを知り頑張ろうと思えたからである。自分よりも悲惨な人生を送っている人が頑張る姿を見てこんなことぐらいで負けていては恥ずかしいと思えたからである。

もう一つは、学生時代に、とある宗教団体に参加したことが大きい。その宗教団体に、人が生きる意味を教えられた。人にはそれぞれに役割があり、誰もが生きる価値を持っていることを知った。誰でも生きていていいことを知った。

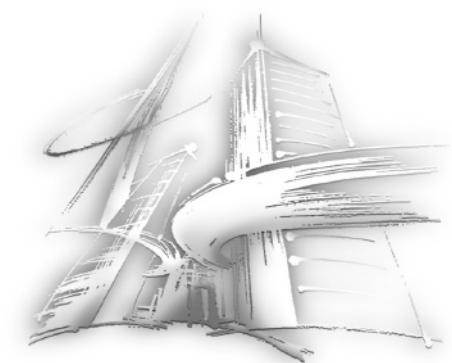
しかし、時として、文明は恐怖に変わる。た

例えば、FACEBOOKでは、相手と直接に對しないので、嫌がらせ、誹謗中傷を言うことができる。また、個人情報簡単に流出する恐れがあるので、悪事に利用された場合には悲惨なことになるかもしれない。原子エネルギーにしても、人間に電気という素晴らしいものを与えてくれたが、最近の災害により悲惨な結果となってしまった。また、車にしても、便利ではあるが使い方によっては恐怖の道具になってしまう。

どうやら、便利なものには不便な部分も同居しているようである。しかし、この不便な部分は人間の考え次第で起きなくて済むかもしれない。人間は一人では生きられないのであるから、それぞれの考え方を尊重し、お互いに話し合っって軽挙妄動を慎まなければならない。そうすることがそれぞれの為になる。

誰かが言ったそうだ。「人の心に恨み、妬み、嫉みの感情がある限り争いはなくなるので幸せにはなれない」と。争いばかりが続けば、いずれ人間は滅び暗黒の世界になる。そんなことになってはならない。せっかくの文明をそんなことに使ってはならない。

文明は民衆の幸せの為にある。人間は、そんなことで自分たちを破滅させるほど愚かではない。そうならないためにも、文明がみんなの為に使われるように、心せねばならない。





消費税の軽減税率について

鹿沼支部 佐藤 信夫

最近、消費税の税率がアップされるのに伴って、軽減税率の採用が論議されている。私は、これは変なことだと考えている。

そもそも消費税の導入理念は何だったのかと言えば、それは税収の安定であったはずである。すなわち、所得税や法人税などの直接税はその税収がどうしても景気に左右されてしまう。そうすると、今後益々増大する社会保障費の財政需要を安定的に賄うことはできない。社会保障費の増大は景気にはスライドせず、むしろ景気が悪くなればなるほど社会保障費は増大するわけである。そこで、消費税という一般間接税を導入することによって「広く薄い」税負担を導入し、もって財政の安定を図る、というのが当初の消費税の導入理念であったのである。

以上のように消費税の導入理念が税収の安定にあるのだとすれば、生活必需品に軽減税率を導入することは、その導入理念に反することになる。けだし、食料等の生活必需品こそは景気に左右されずに消費されるからである。だから、生活必需品に軽減税率を導入することは消費税の自殺行為なのである。財務省が軽減税率に抵抗しているのは、この理を理解しているからだと思う。

けれどもしかし、生活必需品にも一般の税率で課税することは弱者保護の観点からは望ましいことではない。そこで、財務省は給付金でそれを賄おうとしている。私はここに最近の税制論議の特徴を見るものである。

生活必需品に軽減税率を導入するということは、消費税のいわゆる逆進性を緩和しようとするものである。そして、最近の論議では逆進性とは負担と給付のバランスの問題だと考えられているようで、そこで消費税の逆進性を給付金で補おうとするわけであろう。

しかし、これは財政学的な発想である。では、法理論的にはどうなるか？

法理論的には、逆進性の問題は憲法14条の平等原則を原理的根拠とする課税の公平の原則、なかんずく応能負担の問題である。すなわち、担税力に応じた課税ということが法理論的側面からとらえた逆進性問題である。

消費税は税負担を消費に求めるがごとくであるが、もちろん消費に担税力などありはしない。消費税を負担しているのは『家計』であり、つまるところは『所得』である。ということは、税負担の側面から言えば、消費税と所得税に本質的な違いは無い(だから所得税で賄えない分を消費税で賄おうというのは、本当は、変なのである)。よって、違いは税率構造の点に求められる。すなわち、比例税率か超過累進税率かの違いである。だから、税制としてどちらが合理的かはこの二つの税率のうちどちらが合理的かによって決められるが、応能負担の原則から超過累進税率の方が合理的であることは自明である(厳密に言えば、所得税を負担するのは『所得』であって『人』ではない。このことはよくよく考えてみなければならない)。よって、この点からも消費税は不合理なものとなる(消費税の税率は所得税の最低税率を上回っている!)

超過累進税率は働く意欲を減殺させるとの議論がある。これは実証問題だからしかるべき調査を行わない限り何とも言えないが、この主張の背後には一部に超過累進税率に対する誤解もあるようである。例えば、所得が上昇し上の税率の段階に移行すると、手取りが減ってしまうと考える人がいる。けれどもこれは誤りであることは言うまでもない。超過累進税率が上昇した場合、それによって収入に対する税の負担率は確かに上がるが、手取りが減ることはあり得ない。だから、この点の誤解は宜しく解くようにしなければならない。

いずれにせよ、税制は財政的見地ばかりでなく、法理論的見地からも原理原則に立ち返って考えねばならないと思うのである。



マスオさんを地で行ってみた～日々精進～

真岡支部 西村 直也

税理士登録から早2年目に入っています。かつて私は三重県の会社員家庭に生まれ、そこで高校時代までを過ごします。今では人生の半分にも満たない期間となっています。

その後大学への進学にあたり、京都府での一人暮らしを始めます。ここでは、順調に(無難に?)4年間を過ごし、就職に伴ってこの地を離れます。胸張って言えることではないですが、がむしゃらに勉強したという記憶はありません。しかし、今思えばこの学生時代にしっかりやっておけば……というのは、後の祭り。

今度は就職氷河期とも言われていたころですが、何とか就職口を得、一般企業に入社し神奈川県にて一人暮らしを開始します。転勤もたびたびありましたが、東京近辺で6年ほど過ごします。このころ税理士のことなど全く知識もありません。

そんな中、当時知り合った女性と結婚に至り、一人暮らしに終止符を打ちます。さらに、この結婚を機に嫁の実家が税理士事務所であるということから、これも何かの縁だと思い、この道を目指す決心をします。それに伴い、今度は嫁の実家である栃木県へ移り住むこととなります。幼少期、学生時代、気ままな独身生活、このように幾度かの引越を繰り返し、嫁の実家でマスオさん暮らしをする。こんな人生を想像することができたでしょうか?今となっては話のネタです。

さて、その税理士の話が変わります。結婚当時、税理士ってナニ!?位の認識にも関わらず、会社員としての将来に不安があったことも後押しし、この道を目指すことにします。前職を辞め、結婚もし、さらに嫁の実家で暮らす、退路を断つての挑戦です。この時、税理士あるいは税務会計業界に対する知識がない分、安直に考えていたんだと思います。専門学校のプロコミなんかを真に受け、簡単になれるだろうと考えました。みなさんお分かりの通り、そんなに甘くはありません。

なんとも無謀な選択をしたものです。案の定、失敗に失敗を重ね、落胆を繰り返します。甘いですね。ヒジョーに甘かったです。進めば進むほど大変なのだと思います。しかし、何せ退路を断って前に進んだわけですから、途中下車は選択肢にありません。やり続けるだけです。その間、子にも恵まれ、益々退路はなくなっていくます。きっとそういう環境が、継続する力を与えてくれたのだと思います。それでもこの資格、ありがたいことに一度にすべてを得る必要がない。きっと一つ進めば先は開ける。そう思い、継続・邁進していきました。

それでも、こうやって何とか税理士となることができたのは、家族や周りの見守って下さった方々のおかげなのだと痛感しました。

さあ税理士になったぞ、大義名分を果たしゴールを迎えたんだと肩をなでおろします。

そんなわけないですよ。ここからが本当の始まりなのです。そこには、責任、更なる知識向上、社会貢献や税理士会会員としての役目が肩に乗っていきます。なんと果てしないことか。今までの自分がいかに井の中の蛙であったのか、世間はこんなに広いんだと思いました。

しかし、これは誰にでもあてはまる話、それぞれの色々な環境のなか、巡ってくる出来事の一つであって、たまたま私にはこの税理士になることだけだったのだと。

税理士となった今、働く環境が大きく変わったわけではありません。しかし、ある人にいわれました。税理士となったことで自然と変わってくると。その通り、申し合わせたように登録後から今までに経験のない様々な分野のことが矢継ぎ早にやってきます。新人だからと済まされるものではありません。一つ一つこなしていくだけです。人生とはこういうもの、日々精進です。

ほら、そうこういっている間にもまたこの原稿依頼が……。



クマに会いました

大田原支部 佐藤 秀人

私の趣味は登山ですが、安全第一をモットーに又、老化防止を兼ねて、日本百名山踏破を目指して全国を飛びまわっています。

私は大田原市に住んでいるので、栃木県の山がホームグラウンドで登山中はクマに絶対に遭遇したくないと思っています。

これまでも県内の山に登って、クマがつい今し方歩いたばかりの足跡や残したフン、餌となる多様な植物の芽の食べた後の痕跡などを見つけては、その都度恐怖を覚えていました。

特にクマは春先に子供を連れて行動することが知られており、その時期に遭遇すると大変危険であり、楽しい登山どころではなくなってしまいますので十分な注意が必要になってきます。

私がクマを初めて目撃したのは、真夏の早朝、唐沢山の駐車場付近で山登りの準備をしていたところ、後ろの方でガサガサと音がしたのでヒョイと振り向いたところ、クマがものすごいスピードで駐車場を横切りあっという間に山の中に姿を消していったところでした。そんな山の中でもないのに何でこんなところにクマが出るのだろうかとびっくりしたと同時に、あまりに突然のことであっけにとられるばかりだったのを覚えています。

2度目に会ったのは那須連峰の一つである三本槍岳に登った時で、こちらもやはり夏のとても暑く良く晴れた日でした。

早朝に家を出発し、安全第一をモットーにマイペースでゆっくりと登って行きました。マウントジーンズスキー場のゴンドラ山頂駅を下車して約2時間40分程で三本槍岳の頂上に到着し、眼下に広がる栃木県及び遠くには福島県の磐梯山、吾妻山、安達太良山等の名峰の雄大な景色を堪能してから下山しました。登山客の多い山とはいえ、クマに遭遇する危険性は十分に承知していたので、ザックにはクマ鈴をぶら下げて、こちらの存在を知らせていますが、

風下等ではクマは音を聞き取れないと言われていいますので、意識的にクマ鈴を鳴らすようにしながら慎重に歩いて行きました。

中の大倉尾根を過ぎ遊歩道との分岐付近まで来たときに、8～10メートル程先にこちらを向いて立っている人がいると思ったとたんに、何か変だと直感しよく目を凝らしてみると私より少し身長が低いくらい(私自身の身長は約1.6メートルです。)のクマが2本足で立って、こちらを窺っているのです。あいにくその時は風下から接近したので、直近に鈴の音を聞いたクマは2本足で立って警戒したものと思われます。あまりに突然のことで双方ともに約10秒程視線を合わせて、固まってしまいましたが次の瞬間クマは一瞬にして山の中へ飛び込み木々の葉を揺らしながら姿を消してしまいました。

その直後には、こちらも大慌てで登山道を若干走りながら逃げ出したのは言うまでもありません。本来クマが出たとの通報もしなければならなかったかも知れませんが当時はそのような余裕もなく、我に返ったのは帰宅途中の車の中でした。

こんな危険な目に会いましたが、やはり木々の中を歩く爽快感、尾根を吹いてくる気持ちの良い風、見知らぬ人たちとの一期の出会い等山の持つすばらしい魅力にひかれ今日も懲りずに山に通う私がいるのでした。



私のふるさと宗像

氏家支部 加藤 美琴子

～祝『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺跡群
世界文化遺産国内推薦正式決定!!～

「福岡出身です!」といつも自己紹介していますが、「福岡のどこ?」と聞かれると説明にちょっと困ってしまいます。私のふるさととは福岡市内ではなく、九州の玄関口・北九州市でもなく、福岡市と北九州市のほぼ真ん中に位置するベッドタウン“宗像市”なのです。

宗像市は、標高400メートル前後の山々に囲まれ、残る一方は荒波で知られる玄界灘の大海原を臨む、農業と漁業の町です。ドライブにもってこいの岬と海岸沿いのコース、新鮮な魚を提供してくれる活魚料理店(最近はお蠣小屋まであります!)、そして交通安全の“宗像大社”と弘法大師(空海)ゆかりの鎮国寺。いいところなのですが、ちょっとマイナーで説明しにくいふるさと…。

そこに、今回のユネスコ世界遺産センターへ推薦決定のニュース。帰省のたびに世界遺産候補のポスターが貼ってあるとは思っていたのですが、ここまで盛り上がっていたとは驚きました。

今回は紙面をおかりして、ふるさと宗像について宣伝させていただきます。

宗像大社は天照大神の三柱の御子神(宗像三女神)をおまつりしています。今回推薦された『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産は

- ①沖ノ島(宗像大社沖津宮)……………玄界灘のほぼ真ん中に浮かぶ絶海の孤島。女人禁制の島。一般男子は抽選で選ばれた約200人が参加して行われる現地大祭のみ上陸可です。
- ②沖津宮遙拝所 ③宗像大社中津宮(大島)……………
- ……………辺津宮(本土)から約11キロ離れた大島にあります。大島は七夕伝説発祥の地とも言われています。一日7便連絡船が出ています。

- ④宗像大社辺津宮(宗像市)……………宗像大神降臨の地と伝えられる「高宮祭場」があります。パワースポットです。
- ⑤新原・奴山古墳群(福津市)……………かつてこの一帯を支配し、沖ノ島での祭祀をおこなった宗像氏と海の民の古墳。田園景観の中に点在する41基の古墳群です。

今後、世界文化遺産登録までのいろいろな手続き・審議を経て、平成29年5月頃にイコモスの勧告がされ、7月頃に開かれるユネスコ世界遺産委員会で登録の可否が決定される予定だそうです。ぜひとも、うれしいニュースを聞きたいものですね。

ホームページ等にいろいろな紹介も載っていますので、ご興味のある先生は、お時間のある時にのぞいてみてください。福岡においでの際は、夜は“中州”でしょうが、昼は“宗像”にもお立ち寄りください。交通の便はあまりよくないので、最寄り駅からタクシーまたはレンタカーをお勧めします。

旅行好きの私としましては、現在暮らしている栃木県もふるさとの宗像市も世界文化遺産登録地なんてことになれば、この上ない喜びです。

最後に、宗像市ホームページをご覧の際は、ふるさと納税のチェックもお忘れなく!



平成27年度「税を考える週間」行事

支部名	行事名/内容	開催日時/会場	連絡先など
宇都宮	○無料税務相談会	平成27年11月14日(土) 午後1時～午後4時 ベルモール	028-637-1007 関東信越税理士会 宇都宮支部
	○秋季講演会 (講師)武田双雲氏(書道家) (演題)「人生が変わる ～言葉の力・書の力」	平成27年11月12日(木) 午後2時～午後3時30分 栃木県総合文化センター メインホール	028-637-1007 関東信越税理士会 宇都宮支部
足利	○講演会 足利税務署長 ○堀 優衣 ミニライブ	平成27年11月16日(月) 午後4時開始 足利商工会議所 友愛会館1階友愛ホール	
栃木	○無料税務相談会 (とちぎふるさとまつりにて)	平成27年10月31日(土)・ 11月 1日(日) 午前10時～午後3時 栃木市蔵の街大通り	
佐野	○税金クイズ大会 「どまんなかフェスタ佐野2015」の ステージイベントとして	平成27年11月1日(日) 開始時間未定 田沼グリーンスポーツセンター 佐野市戸室町1592-2	[主催] 正しい申告と 納税推進都市協議会
鹿沼	○無料税務相談会	平成27年11月15日(日) 福田屋百貨店鹿沼店 3階くまざわ書店内	0289-62-3980 関東信越税理士会 鹿沼支部
真岡	○第1部「税務講話」 (講師)真岡税務署長 三瓶伸一氏 ○第2部「実務者講演会」 (講師)宇都宮動物園長 荒井賢治氏 (テーマ) 「100年続く動物園を作るには」	平成27年11月13日(金) (第1部) 午後3時～午後3時40分 (第2部) 午後3時45分～午後5時 真岡商工会議所 大ホール	[主催] (一社)真岡法人会 関東信越税理士会 真岡支部 真岡間税会
大田原	○無料税務相談会 (大田原市産業文化祭)	平成27年11月7日(土) 午前10時～午後4時 栃木県立県北体育館	0287-73-3115 税務連絡協議会
氏家	○無料税務相談会	平成27年11月13日(金) 午前10時～午後4時 各税理士事務所	028-682-5454 関東信越税理士会 氏家支部
	○講演会 (講師)氏家税務署 堀井浩和署長	平成27年11月11日(水) 午後3時30分～ さくら市氏家公民館	028-682-5454 関東信越税理士会 氏家支部

※無料税務相談会の場所が税理士事務所の場合、事前に事務所へ電話連絡をお願いします。

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

税理士の報酬等を関与先の口座から引き落とし、税理士の口座へまとめて入金する
税理士報酬専門の自動集金システムです。

税理士協同組合
だから安心

未収防止
業務負担の
軽減に効果大

関与先 1 件から
利用できます

ご利用
税理士事務所 17,100 事務所



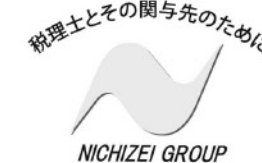
信頼 No.1



全国の税理士先生と関与先から
高い信頼をいただいています。

e-NETの集金支援システム特許取得 <特許第5117097号>

税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス
事務代行社
〒163-1588 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階



【お問い合わせ・資料請求は】

☎0120-155-551

携帯から 03-3345-0888

報酬自動支払制度 🔍 検索



地域別業務推進協議会 開催

栃木県税理士協同組合

全税共第30回記念全国統一キャンペーンの栃木県業務推進協議会が8月5日(水)に開催されたことを受け、宇都宮地域の業務推進協議会が8月21日(金)にホテル東日本宇都宮において開催された。

協議会は、生命保険会社各社から72名、税理士会から48名と多数の出席のもと盛大に行われた。

冒頭、根本誠二宇都宮地域長から「本日はお忙しい中、多数のご参加をいただきありがとうございます。本年は211名の入賞目標を掲げて頂きました。来年2月5日の鬼怒川温泉『あさや』で開催される入賞者表彰式でお会いできることを楽しみにしています。」とのあいさつがあり、さらに倉井章宇都宮支部長からは「提携生保の皆様には、日頃より税協事業を通じて大変お世話になり感謝しております。本年は全税共第30回記念全



国キャンペーンの年であります。税理士会でも支部を挙げて協力いたしますので、前年を上回る入賞を期待しております。」とのあいさつがあった。

続いて、多久善巳栃税協理事長から、「本年も全税共全国統一キャンペーンが実施されます。昨年と同様の栃税協独自の充実した表彰基準を設けて、各種キャンペーンを展開したいと考えております。生保各社の皆様には、今回の表彰基準等をご理解いただき、税理士会の皆様には栃税協が発祥で全

国に広まった『全税共関与先紹介カード』によりさらなるご支援をいただき、目標達成のためご協力をよろしくお願い致します。」とあいさつがあった。

また、出席保険会社を代表して朝日生命山口弘明宇都宮支社長から「昨今の経済情勢により、われわれ生保会社も超高齢化による医療・介護分野などの視点を変えてきております。関与先企業のリスクに対応する商品で各保険会社の目標に向かって頑張っています。」とのごあいさつをいただいた。

ここで、生保各社及び税理士の出席者が紹介され議題に入った。



協議事項では、はじめに前回のキャンペーンでの入賞者数や挙額が報告され、次いで今回の表彰基準や入賞者数目標、紹介カードなど実施要領の説明が行われ、多久理事長

に総括していただいた。

最後に朝日生命宇都宮北支社の原田恭弘様より決意表明が行われ、協議会は無事閉会した。

引き続き行われた懇親会では、「宇都宮カクテル倶楽部」のパフォーマンスに会場全体が魅了され、実演コーナーに行列が途切れなかった。抽選会では、番号コールに一喜一憂し大いに盛り上がり、各テーブルでは名刺交換が行われるなど、キャンペーンの成功を誓いながらお互いに親睦を深めた。

全税共 第30回記念 全国統一キャンペーン地域別業務推進協議会 開催日

地域	開催日時	場所	地域	開催日時	場所
宇都宮	8月21日(金) 17:00	宇都宮東武ホテルグランデ	鹿沼	8月17日(月) 17:00	日晃
足利	9月 3日(木) 18:00	大津栄新館	真岡	9月 4日(金) 11:00	アプローズ益子
栃木	8月28日(金) 17:30	小山グランドホテル	大田原	8月26日(水) 17:00	カシマウエディングリゾート
佐野	9月 4日(金) 17:00	ホテルサンルート佐野	氏家	8月19日(水) 11:00	ホテル清水荘

全税共 第30回記念 全国統一キャンペーン 推進中

栃木県税理士協同組合

平素は、栃税協の業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も9月1日から11月30日の間、全税共全国統一キャンペーンが実施されております。

このキャンペーンは関与先における円滑な事業承継の実現や企業防衛に適した「VIP大型総合保障制度」及び税理士の主な関与先である中小企業や個人事業の経営者・役員・従業員の皆様の豊かな老後生活に適した「全税共年金」の加入推進を図るためのキャンペーンです。

この機会にご認識を一層深めていただき、関与先企業の繁栄にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、関与先の全税共保険の加入に際し、組員各位の押印が必要になります。

この押印は全税共扱いの保険にするためのものです。

生保営業職員が押印のお願いに事務所を訪問した際は、よろしくお願い申し上げます。

今回のキャンペーンにあたり、右記の「全税共関与先紹介カード」を作成いたしましたので、組員各位の積極的なご紹介をよろしくお願いいたします。

取扱注意

平成 27 年 分

全税共関与先紹介カード

平成 年 月 日

生命 営業所/支部御中

担当職員 様

所属支部 支部

税理士名 (電話) -)

関与先名称	(〒)
関与先所在地	(電話番号 - -)
代表者名	
担当者名	
備考	

※保険会社記入欄

栃木県税理士協同組合 御中 平成 年 月 日

本紹介カードの結果について、以下のとおり報告いたします。

成立 不成立・継続中

保険金額 円

月額保険料 円 (税込・料率0.1/12・1/6%)

報告者名

お問合せ: 栃木県税理士協同組合事務局

TEL 028-637-1007

Document

ImageRUNNER ADVANCE ir-ADV C5235F

A3カラー複合機
コピー、プリンタ
ファクス、スキャナ
A4印刷
モノクロ35枚/分
カラー30枚/分

Color

Satera LASER BEAM PRINTER LBP-9650Ci

A3両面カラー
A4印刷30枚/分
(カラー・モノクロ)

Solution

<http://www.t-canon.co.jp>

TCBM 栃木キヤノン 事務機販売株式会社

本社 宇都宮市川田町780-6 TEL 028-633-5400
 県南支店 佐野市堀米町3225 TEL 0283-20-8884
 県北営業所 那須塩原市陸105-236 TEL 0287-36-5500

栃税協 特別研修会 開催

平成27年9月29日(火)、護国会館「高砂殿」において、(株)ぎょうせいの協力のもと、栃税協主催による特別研修会が開催されました。



講師に税理士の笹岡宏保先生をお迎えし、「難解な事例から抽出する土地評価の勘どころ」というテーマでご講義をいただきました。

資産税関係のセミナーでは特に人気のある先生であるため、当日は多くの方々のご参加をいただきました。

研修では、先生の著書である「難解事例から探る財産評価のキーポイント」から、税務上の土地の評価をめぐる実際に争われた審査採決事例のうち、特に解釈が難解なものを選んで、当事者の主張や採決内容を詳しく丁寧にご説明いただきました。

また、類似する判決や裁決事例とも関係づけて、どうしたら税務否認されない土地評価をするかということについてご解説いただきました。

実務に即した内容が盛りだくさんの研修会は大変好評でした。

税理士のイメージ広告について

平素から広報活動への取り組みに多大なるご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

今年度も昨年度に引き続きイメージ広告の協賛会員を募集いたしますので、よろしくお願い致します。

(掲載は平成28年2月に2回で10,000円です。)

詳細につきましては、9月25日発送のご通知をご覧ください。

広報部長 大関 宗作

『すべては関与先繁栄のために』

栃税協 福祉共済事業

秋の推進キャンペーンについてのごお願い

(関税協総合事業保障プラン)

平素は、栃税協事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、先般はグループ保険の推進キャンペーンへのご協力、ありがとうございました。

ご承知のとおり、関東信越税協連共済会における保険事業は、「3つの繁栄」(関与先の繁栄、税理士事務所の繁栄、税理士会・税協の繁栄)という共通理念のもと、委託保険会社を大同生命と定め推進活動を展開しております。

この保険事業は、大きな収益をもたらしており、会員及び組合員に対し多大な貢献をしております。【栃税協における福祉共済事業収入の推

移は、H25年度 2,894万円、H26年度 3,270万円、H27年度目標 3,700万円】

栃税協では、10月・11月を総合事業保障プラン 秋の推進キャンペーン月間とし、これに併せ経営者の重大疾病リスクに備える「Jタイプ」を総合事業保障プランにラインナップしております。

組合員各位におかれましては、大同生命の担当者が事務所に伺った際には、総合事業保障プラン推進につきましてご協力とご支援を賜りますようお願いいたします。

栃税協

〈特別セミナー〉のご案内

栃税協福祉共済事業の推進を目的として大同生命保険(株)の協力のもと、下記のとおり特別セミナーを開催いたします。

当研修会は規定の36時間認定研修の受講対象であり、受講認定時間2時間に該当しますので、積極的なご参加をお願いいたします。

テーマ 後継者問題解決の成功事例に学ぶ「中小企業のM&A活用法」

講師 荒井 邦彦氏 (公認会計士/株式会社ストライク代表)

中小企業向けM&A仲介業務を行うべく株式会社ストライクを設立。900社以上のM&Aにかかわる。

日時 ● 平成27年10月28日(水) ● 午後2時30分～午後4時30分 ●
(終了後懇親会あり)

会場 ● 宇都宮東武ホテルグランデ ●
宇都宮市本町5-12 TEL. 028-627-0111

会費 ● 無 料 ●

※車両等を運転される方への懇親会での酒類の提供はできませんのでご了承願います。

※お申し込みは同封の「ご案内」にて、10月20日(火)までに栃税協事務局までお願いいたします。

「経営」を守る・支える

経営をスムーズにするための手段は、いくつかある。
万が一の出来事への備えや、従業員の活力を生むことは、
とても大切な取り組みのひとつ。
中小企業の経営に、“あんしん”を。

私たちあんしん財団は
「ケガの補償」「災害防止」「福利厚生」といった3つのサービスを基本に
お客様の事業経営に寄り添います。



一般財団法人
あんしん財団

月々2,000円で
中小企業の
“あんしん”を
支えます。

ケガの補償
業務上はもちろん、業務外のケガも補償。ケガで亡くなられた場合2,000万円(満80歳以上は1,000万円)の補償。保険金は入院・通院・往診の1日分からお支払いします。

災害防止
安全衛生設備設置など職場環境改善のための9つの補助金制度で安全で快適な職場づくりを支援。健康講座・研修会・講演会なども幅広く行っています。

福利厚生
定期健康診断や契約施設利用補助など従業員の皆さんの「活力」となり、経営者を支えるサービスを提供。労災事故の際の賠償責任を補償する「使用者賠償責任保険制度」も自動付帯。

※会費はお一人さま月々2,000円(うち保険料1,700円) 経営者はもちろん従業員の方もご加入になれます。 ※介護保険法の要介護認定を受けている方や、高齢・ケガ・疾病(認知症含む)による被介護状態のため経営や就業の実態がない方等をご加入いただけません。 ※この広告は制度の概要をご説明しています。ご加入の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」で制度内容をご確認のうえお手続きください。

資料のご請求は右記へ ☎0120-311-816 さいい はいろつ 最寄りの支局につながります【受付】9:00~17:30(土・日・祝日、年末年始は除く) あんしん財団 検索 www.anshin-zaidan.or.jp

一般財団法人 あんしん財団【認可特定保険業者】 栃木支局：〒320-0026 宇都宮市馬場通り 2-1-1 NOF宇都宮ビル
ご提供いただいた個人情報は当法人の制度のご案内に利用させていただきます。また当法人が責任をもって管理いたします。 2015-0039-AD-302

全税共は次の三つを基本理念として、税理士・関与先企業・提携企業の三者を結びつけ、税理士業界の規模のメリットを活かして会員に役立つ事業を行っております。

- ① 関与先企業の繁栄に貢献する。
- ② 提携企業との共栄を図る。
- ③ 税理士業界の発展に寄与する。

特に、「VIP大型総合保障制度」及び「全税共年金」の保険事業は、税理士会の財政基盤の一翼を担っております。

〈全税共提携先保険会社〉

(順不同)

朝	第	日	明	住	ジ	メ	ひ	損	ア	富
日	一	本	治	友	ブ	ット	ま	保	ク	国
生	生	生	安	生	ラ	ライ	ま	シ	サ	生
命	命	命	田	命	ル	フ	わり	ヤ	生	命
			生		タ	生	生	パン	命	
			命		生	命	命	日本		
								興		
								亜		

上記保険会社の営業職員が、関与先企業の保険加入申込書を持参した時は、先生の確認印をお願いいたします。

個人情報や社外秘情報などの漏洩を防ぐ
機密書類リサイクルシステム



機密保持

回収したBOXはその日のうちに溶解処理!!
BOXの開封は一切なし、証明書発行あり!!

分別不要の手軽さ

クリップもホチキス針のバインダー金具でさえも
つけたまま、そのままBOXへ

宅配便感覚

電話1本で1箱から回収料金も1箱1,260円(税込)
まさに宅配便感覚!!

環境に優しい

溶解処理=リサイクルだから
CO2削減に貢献します..

組合員様以外も
もちろん受付中です。
ぜひご紹介ください!!

※注文単位は3・5・10・15・20箱といたします。
量がおおくてちょっと...というときは、鹿沼梱包へご相談ください。

株式会社 鹿沼梱包運輸
リサイクル事業部
〒322-0026 栃木県鹿沼市茂呂401-5
TEL.0289-76-2167
FAX.0289-76-0976

税務署からのお知らせ

11月11日から17日は「税を考える週間」です

国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間に集中して、「税を考える週間」とし、税に関する様々な情報を提供したり、納税者の方からの税務行政に対するご意見やご要望をお聴きする機会と捉えております。

今年も、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとし、税務署の取組及びマイナンバー制度の導入についてのご案内や、税制改正があった相続税については、ご自身の財産状況等を入力して判定する「相続税の申告要否判定コーナー」の設置など、ホームページなどにより紹介しております。また、ツイッターによる新着情報の発信を予定しております。

税に関する情報は国税庁ホームページ [検索](#)

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

- ・遺産に係る基礎控除額の引下げ
- ・最高税率の引上げなど税率構造の変更
- ・未成年者控除及び障害者控除額の引上げ
- ・小規模宅地等の特例について、特例適用対象となる宅地等の面積等の変更
また併せて、贈与税の税率構造の変更や事業承継税制についても改正されます。

詳しい情報は、国税庁ホームページ [検索](#)

労働局からのお知らせ

労働保険適用促進強化期間 ■11月1日～11月30日 『1人でも雇ったら、入ろう。労働保険。』

「労働保険(労災保険・雇用保険)」は、労働者の業務上又は通勤途上での負傷などと失業の場合に保険給付を行うもので、労働者を使用する事業主は法律で加入が義務づけられています。

まだ加入手続をされていない事業主の方は、労働基準監督署又は公共職業安定所で加入手続をしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお尋ねください。

栃木労働局総務部労働保険徴収室 電話 028-634-9113

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

経営提案できる会計事務所へ。MJSは強力プロフェッショナルツール ACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ

ACELINK NX-Pro, ACELINK NX-CE, iCompass NX, MUSLINK NX-L, ミロクのかんたん! 法人会計, ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの高級又は登録商標です。

地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦! MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル 0120-369-144 (平日9:00~17:30) フリーファックス 0120-369-667

当社ホームページに「ご登録シート」をご用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>

MJS イメージキャラクター：黒川 穂

株式会社ミロク情報サービス 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48 階 〒163-0648 TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

栃木県税理士協同組合 〒320-0851 栃木県宇都宮市鶴田町 3200-2 TEL.028-637-1007

既存のPCが使える会計ソフトウェア!

新規導入もこれなら安心

月額¥19,800^{税別}で法人・個人の財務処理から電子申告までを完全サポート さらにプログラム更新サービスも付いていつでも最新の状態でご利用いただけます

ICS ATOM II

*動作環境 OS:マイクロソフト社がサポートしているWindowsOS C P U: Pentium4 3.0GHz以上、メモリ:2GB以上、解像度:1024×768以上、HD容量:20GB以上の空き容量 インターネット環境 光回線等のブロードバンドインターネット回線必須、インターネットブラウザ:IE9以上必須

日本ICS株式会社 水戸営業所 〒310-0021 水戸市南町 1-3-35 水戸南町第一生命ビルディング7F ☎029(224)8279 <http://www.icsics.co.jp>

栃木県連・栃税協 平成27年度 主な今後の会議及び行事日程 (10月10日現在)

開催年月日	会議・行事等	開催場所外
27年10月15日(木)	金融庁の業務説明会と意見交換会 主催:宇都宮財務事務所	栃木県産業会館 8階会議室
10月16日(金)	栃税協 事務所職員研修会(第1回目)	護国会館
10月21日(水) ～22日(木)	県連定例研修会 栃税協フェア(21日のみ開催)	宇都宮市文化会館
10月22日(木)	金融機関(栃木銀行)との協議会	宇都宮東武ホテルグランデ
10月26日(月)	県連・税政連中間監査	県税理士会館
10月28日(水)	栃税協・大同生命共催 特別セミナー	宇都宮東武ホテルグランデ
11月 6日(金)	3団体協賛健康づくりハイキング大会…大田原・氏家支部担当	
11月13日(金)	租税教育研修会	県税理士会館
11月16日(月)	正副会長会・栃木県税務課との協議会	宇都宮東武ホテルグランデ
11月17日(火)	県連特別研修会	栃木県総合文化センター
11月24日(火)	栃税協 事務所職員研修会(第2回目)	護国会館
11月25日(水)	県内個人課税一統括官との協議会	宇都宮東武ホテルグランデ
12月 1日(火)	県連特別研修会(マイナンバー制度について)	栃木県総合文化センター
12月11日(金)	県連・税協合同理事会 新入会員研修会	宇都宮東武ホテルグランデ
28年1月16日(土)	3団体協賛の賀詞交歓会	宇都宮東武ホテルグランデ
1月19日(火)	正副会長会・県下署長団との協議会	宇都宮東武ホテルグランデ
1月20日(水)	コールセンター従事予定会員研修会	護国会館
2月 5日(金)	栃税協 全税共キャンペーン表彰式	鬼怒川温泉「あさや」

ふ 計 報

謹んで御冥福を
お祈り申し上げます。

平成27年 8月 3日 金子 武様 佐野支部

平成27年 9月 2日 高橋 隆様 氏家支部

事務局からのお知らせ



9月より事務局に勤務しております。

松原局長より業務引き継ぎを受けておりますが、その責任の大きさを強く感じております。

一日も早く業務に慣れ、有効かつ迅速な事務処理と円滑な事務局運営に注力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

高野 淳一

表紙写真説明

国登録有形文化財『宇都宮聖ヨハネ教会』



宇都宮で有名なものといえば餃子ですが、「大谷石」も忘れてはいけません。アメリカの建築技師ライト氏の設計による旧帝国ホテルが大谷石を使用して建築されるなど、古くから宇都宮の重要な地下資源であり、最近では大谷石採掘跡がテレビドラマの舞台や、地下ツアーに利用されるなどの観光資源にもなっています。

また、宇都宮市内には表紙の「宇都宮聖ヨハネ教会」をはじめ多くの大谷石を使用した建物があります。この「宇都宮聖ヨハネ教会」は昭和初期の建物で、同時期に建築された「松が峰教会」と共に国登録有形文化財に指定されており、宇都宮を代表する大谷石造建物の一つです。

写真撮影：宇都宮支部 浜村 恭弘
撮影協力：聖公会北関東教区 宇都宮聖ヨハネ教会 愛隣幼稚園

編集後記

9月10日未明、気象庁より栃木県に大雨の特別警報が発令されました。

この記録的豪雨により、県内の広範囲にわたって河川の越水等による床下・床上浸水、土砂災害等予期せぬ事態が発生し、改めて自然の怖さを痛感しました。

全国でも異常気象による自然災害が多発し、いつ、どこで、何が起こっても不思議ではなくなっています。50年に一度の大雨といわれていますが、今後頻繁に起こるような気もしますが、今回の災害を教訓に、危機管理を考え直してい

きたいものです。

被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りします。

さて、10月に入り、いよいよ「通知カード」の発送も始まり、マイナンバー制度が本格的に動きだしました。まだまだ準備不足の感は否めませんが、あとで大変な思いをしないためにも早めの対応をしなくてはと焦っている今日この頃です。

編集スタッフ

会報部長 根本 誠二(宇都宮)	会報部員 佐藤 信夫(鹿 沼)	税 協 内藤 信二(栃 木)
会報副部長 浜村 恭弘(宇都宮)	会報部員 大友 克雄(真 岡)	税 協 秋元 稔(宇都宮)
会報部員 糸 佳夫(足 利)	会報部員 森山 剛(大田原)	税 協 大橋 英夫(鹿 沼)
会報部員 小池 英之(栃 木)	会報部員 中島 孝浩(氏 家)	税 協 荻原 智光(大田原)
会報部員 松本 郁男(佐 野)		